

<b>案件名称</b>	令和8年度 大阪市立弘济院除草ごみ収集運搬業務委託 (単価契約)
-------------	-------------------------------------

## 仕様書

大阪市 福祉局 弘济院

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院除草ごみ収集運搬業務委託（単価契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、吹田市資源循環エネルギーセンターの処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、吹田市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

27,000 k g

	合計（kg/回）	合計（kg/年）
焼却ごみ（除草ごみ）	1,800	27,000

上記数量は予定数であるため、確約するものではない。

(2) 収集場所

【施設名】大阪市立弘済院

【住所】大阪府吹田市古江台6丁目2番1号（詳細は図面のとおり）

(3) 収集日、収集時間、収集回数

月1回程度（年間15回程度）

指定する土・日の9時から17時の間の収集を基本とする。

(4) 作業手法

・本収集運搬業務の実施にあたっては、次の機材を使用する。

(ア)ごみ収集車（2t積以上パッカー車）

同車両は、大阪市の施設に出入りする車であるので、「8 使用車両」に記載する車両でなければならない。

・収集したごみは、速やかに指定された処分場へ搬入すること。

・収集運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

・収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

・収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

・作業に伴い飛散・散乱したごみはきれい1に掃除すること。

・台風、降雪等の荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況につ

いて、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。

- ・当院内においては、職員の指示に従うこと。
- ・その他

(ア) 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、直ちに自ら適切な処理を取り、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者の監督職員に連絡し、指示に従うこと。

(イ) 本業務を遂行するにあたっては、発注者と十分に連絡、調整を行い円滑に遂行すること。

## 7 提出書類

(1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

(2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

(3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

## 8 使用車両

(1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類を提出し承認を得なければならない。

(2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。

## 9 処理施設

(1) 処理施設は、大阪府吹田市千里万博公園4 - 1 吹田市資源循環エネルギーセンターとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、吹田市の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

## 10 収集運搬量

提出された計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

積み合わせの場合について、積み込み前後の数量を計測できる車両を使用し、計量票に代わる計測結果を出力し計量票とする。なお、計測器については、メーカー指定の期日で校正を受なければならない。

## 11 報告

受注者は、毎月の作業終了後、計量票の写しにより、業務実施月の翌月10日(ただし、3月分はその月末)までに受注者へ提出すること。

## 12 作業実施上の留意遵守事項

(1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。

(2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

(3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

(4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況

について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。

- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

### 13 再委託の禁止

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (ア) 収集及び運搬業務

- (イ) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

### 14 契約単価

廃棄物の収集・運搬・処分手数料等すべてにかかる1kgあたりの単価とする。

### 15 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費等の一切は、受注者の負担とする。

### 16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

#### 17 関係法令の遵守

業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令・規則等を遵守するとともに、誠実に業務を履行すること。また、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

#### 18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

#### 19 業務委託料の部分払い等

支払方法は、1ヶ月単位（月の初日から同月の月末まで）で、中間出来高（検査合格高）払いとする。ただし、この請求は月1回を超えることはできない。

#### 20 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

#### 21 事業担当

大阪市 福祉局 弘済院 管理課

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### ( 条例の遵守 )

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### ( 公益通報等の報告 )

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

### ( 調査の協力 )

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### ( 公益通報に係る情報の取扱い )

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### ( 発注者の解除権 )

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### ( 不当要求に関する報告 )

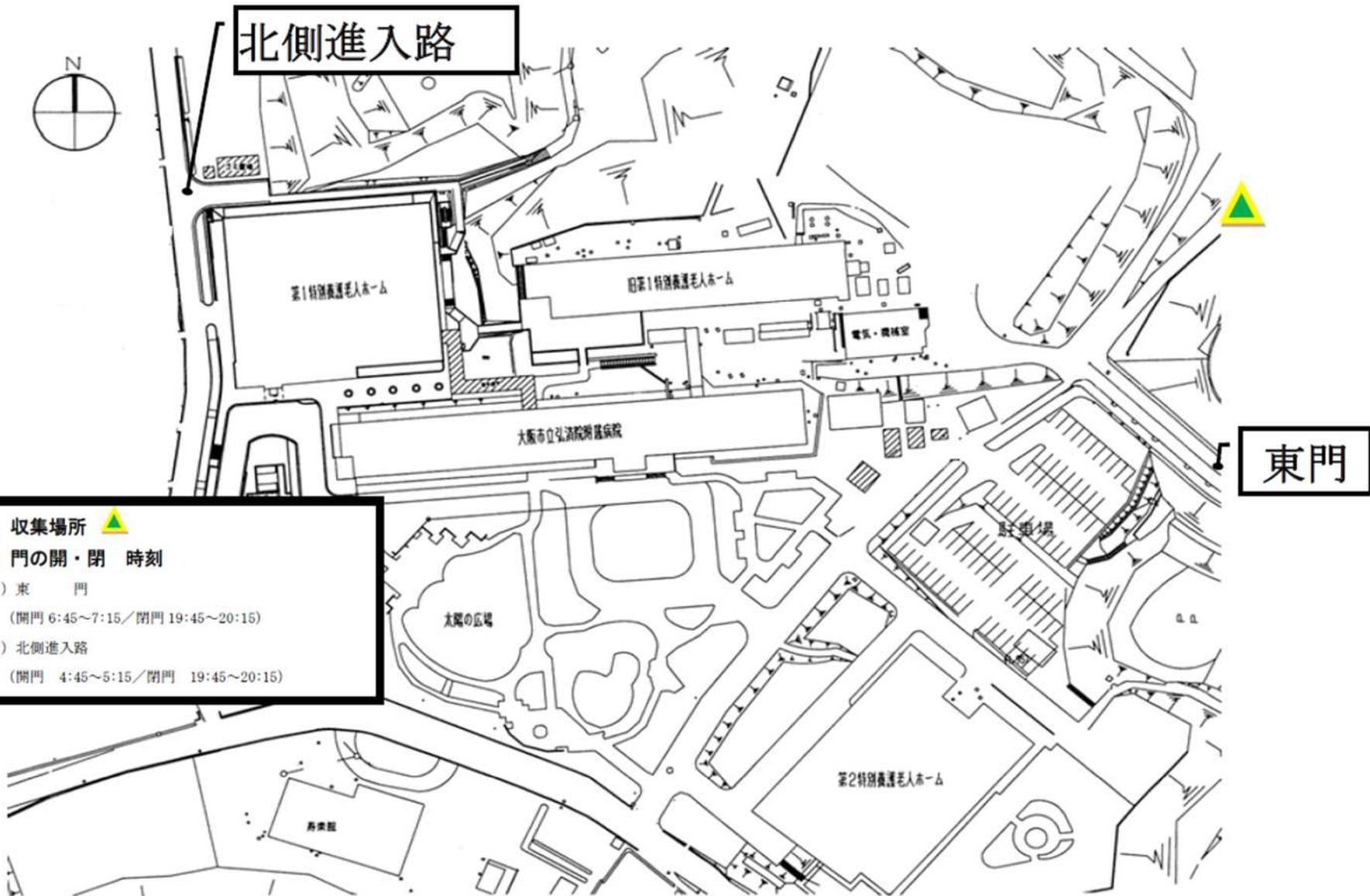
第6条 受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課(連絡先:06-6208-7911)に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式 により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。



北側進入路

東門

- 1. 収集場所 
- 2. 門の開・閉 時刻
  - (1) 東 門  
(開門 6:45~7:15 / 閉門 19:45~20:15)
  - (2) 北側進入路  
(開門 4:45~5:15 / 閉門 19:45~20:15)

提出図書一覧表

提出時期	番号	名称	様式	提出部数	提出期日	備考及び関連条項
着手前	1	業務責任者届	1	1	契約締結後速やかに	契約書（経常型）第19条
	2	業務責任者変更届	2	1	変更後速やかに	契約書（経常型）第19条
	4	業務計画書		1	契約締結後速やかに	仕様書7-(2)
	5	再委託承諾申請書	3	1	再委託させようとするとき	契約書（経常型）第16条及び仕様書13
	6	再委託通知書	4	1	再委託業者契約締結後速やかに	仕様書13
	7	自動車検査証（写）		1	随時 変更がある場合は各月の履行前までに提出をすること	使用予定の車両分
	履行中	8	業務委託協議等（録）	5	2	随時 口頭で行った場合はその日から7日以内
完成時	9	請求書	6	1	検査合格後速やかに	本市所定様式の要件を満たすものでも可
	10	業務完了報告書	7	1	業務完成日	仕様書7-(3)

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

受注者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

### 業務責任者届

契約番号 大弘単契第 号

業務名称 令和8年度 大阪市立弘済院除草ごみ収集運搬業務委託（単価契約）

令和 年 月 日付で委託契約を締結した上記業務の業務責任者について、次のとおり定めましたので通知します。

記

業務責任者	ふりがな	
	氏名	

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

受注者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

業務責任者 変更届

契約番号 大弘契単第 号

業務名称 令和8年度 大阪市立弘済院除草ごみ収集運搬業務委託(単価契約)

令和 年 月 日付で委託契約を締結した上記業務の業務責任者について、次のとおり変更しましたので通知します。

記

	ふりがな 新任者の氏名	ふりがな 旧任者の氏名
業務責任者		

・理由

# 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)  
の所在地  
商号又は名称  
代表者(又は受任者)  
の氏名

業務委託契約書第 16 条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

## 記

委託名称	令和 8 年度 大阪市立弘済院除草ごみ収集運搬業務委託(単価契約)
履行期間	契約日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	円(税込)

再委託先 1
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由

# 再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市福祉局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)  
の所在地  
商号又は名称  
代表者(又は受任者)  
の氏名

再委託承諾書(令和 年 月 日付け 第 号)に基づき、次のとおり通知します。

## 記

委託名称	令和8年度 大阪市立弘済院除草ごみ収集運搬業務委託(単価契約)
履行期間	契約日 ~ 令和9年3月31日
契約金額	円

再委託先1
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする契約金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由
再委託先2
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする契約金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由



# 請 求 書

年 月 日

大阪市長 様

適格請求書発行事業者登録番号 有 無

T

住 所  
氏 名

次のとおり請求します。

請求金額合計（税込）		円也		
取引年月日	内 容	金額（税込）	消費税額	税率
		円		%
	%対象計	円	円	
	%対象計	円	円	

請求金額の前には必ず¥を付けてください。  
軽減税率対象品目には内容欄に必ず を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号								指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	------	--

指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	支 店 名 称
預 金 種 別	口 座 番 号
フリガナ	
口座名義	

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金

令和 年 月 日

## 業務完了報告書

大阪市福祉局長 様

### 受注者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次のとおり、業務が完成しましたので報告します。

### 記

契約番号	大弘契単第 号
契約年月日	令和 年 月 日
業務名称	令和8年度 大阪市立弘済院除草ごみ収集運搬業務委託 (単価契約)
業務完成年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 9年 3月 31日
備考	